

令和 3 年 5 月 2 6 日

議 案 参 考 資 料

5 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 1 号 財産の取得について

取得を予定する防災ラジオは、一般的なラジオとは異なり、到達性及び建物浸透性に優れた 280MHz のポケベル周波数帯の電波を受信する 280MHz デジタル同報無線システムの専用端末となっております。

このシステムは、送信局となる無線機の出力が 200W で最適なポイントに設置することで、広域受信圏の形成が可能となり、これにより複数自治体での共同利用、共同負担が可能となるもので、当市におきましてもこの送信局については隣接する坂東市と共同で整備を進めているところです。

また、このシステムは、情報発信拠点となる市庁舎と中央配信局となる東京テレメッセージ株式会社との間の通信を地上回線と衛星回線の 2 重の回線によりつないでおりますので、非常時においても衛星回線によって通信が可能となり、かつ、受信機となる防災ラジオについてもアンテナ設置工事が不要で、容易に持出が可能となるものであることから非常時通信システムとして最適なものと考えております。

今回は、防災情報配信用として防災ラジオ 4,000 台を取得し、指定避難所に配備するほか、希望する市民に対して有償で配布を予定しております。

この防災ラジオは、280MHz デジタル同報無線システムを運用する東京テレメッセージ株式会社のみが販売しているものであることから、同社と 7 千 9 百 20 万円で随意契約の方法により仮契約を締結いたしました。

この防災ラジオの取得は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当しますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決をお願いするものです。

物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 防災ラジオの購入
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 数 量 仕様書のとおり
- (4) 契約金額 ￥79,200,000－
うち取引に係る消費税 ￥7,200,000－
及び地方消費税の額
- (5) 納入期限 令和4年3月31日
- (6) 納入場所 常総市水海道諏訪町
- (7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 東京テレメッセージ(株) とが次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき又は期限内に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しないときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ることができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うものとする。

第6条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた^{かし}瑕疵等

が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第 7 条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

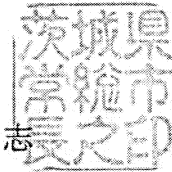
令和 3 年 4 月 2 7 日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町 3 2 2 2 番地 3

常総市

常総市長

神 達 岳 志



受注者

東京都港区西新橋二丁目 35 番 2 号

東京テレメッセージ株式会社

代表取締役 清 野 英 俊

◎議案第 2 号 常総市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、職員のサービスの宣誓の実施方法について、所要の改正を行うものです。

職員のサービスの宣誓にあっては、新たに職員となった者は、職務に従事する前に任命権者又は任命権者の指定する職員の面前において宣誓書へ署名し、及び押印することとされておりますが、職員のサービスの宣誓の実施方法を見直すこととし、対面での手続及び宣誓書への押印を不要とする改正を行います。

○常総市職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和 27 年 3 月 31 日

条例第 140 号

~~（この条例の目的）~~ （趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、~~規定することを目的~~必要な事項を定めるものとする。

（職員のサービスの宣誓）

第 2 条 新たに職員となった者は、~~任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において~~、別記様式による宣誓書に署名しなければならない署名し、これを任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による宣誓宣誓書の提出をしてからでなければ、職員は、その職務を行ってはならない。

第 3 条 地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し、任命権者において必要ある場合においては、前条第 2 項の規定にかかわらず、~~宣誓を行う前~~宣誓書の提出前においても職員にその職務を行わせることができる。

（権限の委任）

第 4 条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後 30 日以内に新たに職員となった者は、第 2 条の規定にかかわらず、この条例施行後 30 日間は宣誓を行う前においても、その職務を行うことができる。

3 第 2 条、第 3 条及び第 4 条中「任命権者」とあるのは、県費負担教職員にあつては「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則（昭和 31 年条例第 23 号）

この条例は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 3 号 常総市税条例の一部を改正する条例について

この条例は、令和 3 年度税制改正に伴い、常総市税条例において必要となる改正を行おうとするものです。

まず、健康の保持増進及び疾病の予防に対する取組を行っている方が自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例いわゆるセルフメディケーション税制の適用期間を 5 年間延長し、令和 9 年度まで個人住民税の所得控除を受けることができることといたします。

次に、地方税法の改正により浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税の特例措置が設けられ、同法の定める範囲内で市が条例で課税標準額の特例割合を定めることができることとなったことから、当該償却資産に係る特例割合は、3分の1といたします。

これらの改正のほか、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うことといたします。

○常総市税条例

昭和33年10月11日

条例第13号

目次 略

第1章 総則

第1節 通則

(課税の根拠)

第1条 市税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収については，法令その他別に定めがあるもののほか，この条例の定めるところによる。

第2条～第25条 略

(個人の市民税の非課税の範囲)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては，市民税（第2号に該当する者にあつては，第54条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし，法の施行地に住所を有しない者については，この限りでない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者，未成年者，寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち，前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には，当該金額に16万8千円を加算した金額）以下である者に対しては，均等割を課さない。

第27条～第34条の6 略

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が，前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭で別表に掲げるものを支出した場合には，同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては，当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適

用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを~~を除く。~~及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 0 年政令第 1 5 5 号）附則第 1 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを~~を除く。~~及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 6 号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 2 第 2 項

に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び法第314条の7第1項第4号の規定による寄附金を除く。）

- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第35条～第37条の3の2 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（~~控除対象扶養親族を除く~~年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に

市長に提出されたものとみなす。

- 4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第 37 条の 4～第 133 条の 7 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、昭和 33 年度分の市税から適用する。ただし、市民税の税率は昭和 34 年度から、木材引取税の税率は昭和 33 年 7 月 1 日から適用する。

第 2 条～第 6 条の 2 の 3 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第 6 条の 3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族 (年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。) の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額 (その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

- 2 当分の間、法附則第 3 条の 3 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第 35 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並びに附則第 6 条の 3 第 2 項」とする。

第 7 条～第 12 条 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

- 第12条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。
- 4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 16 法附則15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- ~~24~~ 25 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- ~~25~~ 26 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

第12条の3～第22条 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第23条 平成30年度から令和4年度令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第24条～第32条 略

中略

附 則 (令和2年条例第27号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和3年条例第12号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第 号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 常総市税条例第26条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 (令和3年法律第 号) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(3) 常総市税条例附則第12条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第31号) の施行の日

◎議案第 4 号 常総市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

本案は、地方税法の規定に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手続等を定める常総市固定資産審査評価審査委員会条例について、納税者の負担の軽減を図るとともに、事務執行の効率化を図るため、審査申出書等への署名押印を廃止する改正を行うものです。

この改正により審査の申出をしようとする者が提出する「審査申出書」への押印並びに審査申出者が口頭審理において提出する「口述書」への署名及び押印が不要となるほか、委員会において作成する「調書」について、署名及び押印が不要となります。

○常総市固定資産評価審査委員会条例

昭和26年9月28日

条例第134号

目次 略

第1条～第3条 略

第3章 審査の申出

(審査の申出)

第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。

2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 審査の申出に係る処分の内容
- (3) 審査の申出の趣旨及び理由
- (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨
- (5) 審査の申出の年月日

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

~~4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。~~

~~4~~ 4 審査申出人は、審査申出書（添付書類を含む。）の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。

~~6~~ 5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(審査申出書の受理及び却下)

第5条 委員会は、審査申出書が提出された場合においては、速やかに、その記載事項、提出期限その他の事項について調査をしなければならない。

2 委員会は、前項の調査の結果、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適法な方式を備えているものである場合においては、これを

受理しなければならない。

- 3 委員会は、第 1 項の調査の結果、審査申出書の記載事項に欠陥がある場合においては、5 日以内の期間を定めて、審査申出人にその欠陥を補正させなければならない。
- 4 委員会は、審査申出書を受理した場合においてはその旨を市長に、却下した場合においてはその旨を審査申出人に、それぞれ、通知しなければならない。

第 4 章 審査の手続

(書面審理)

第 6 条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副 2 通の弁明書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「情報通信技術活用法」という。）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。
- 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。
- 4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。
- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

(審査申出人の口頭による意見陳述)

第 7 条 委員会は、法第 433 条第 2 項ただし書の規定により審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合には、あらかじめ、その日時及び場所を審査申出人に通知しなければならない。

- 2 書記は、前項の規定による意見陳述について調書を作成しなければならない。
- 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、~~意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない~~記載しなければならない。
 - (1) 事案の表示
 - (2) 意見の内容
 - (3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名
 - ~~(3)~~ (4) その他必要な事項

(口頭審理)

第 8 条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。

2 委員会は、口頭審理を行う場合においては、その都度、口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。

3 委員会は、必要があると認める場合においては、関係者相互の対質を求めることができる。

4 委員会は、関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し、その請求により口頭による証言に代えて口述書の提出を許すことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、~~提出者がこれに署名押印しなければならない~~記載しなければならない。

(1) 提出者の住所及び氏名

(2) 提出の年月日

(3) 証言すべき事項

6 委員会は、口頭審理を終了するに先だって、審査申出人に対して、意見を述べ、かつ、必要な資料を提出する機会を与えなければならない。

7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、~~審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない~~記載しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 審理の場所及び年月日

(3) 出席した関係者の住所及び氏名

(4) 審理の要領

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

~~(5)~~ (6) その他必要な事項

(実地調査)

第 9 条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、~~調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない~~記載しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 調査の場所及び年月日

(3) 調査の結果

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

~~(4)~~ (5) その他必要な事項

第10条～第11条 略

(議事についての調書)

第12条 書記は、第7条から第9条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、~~議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない~~記載しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

(3) 会議の要領

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

~~(4)~~(5) その他必要な事項

(決定書の作成)

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名及び押印をした決定書を作成しなければならない。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

(審査の秩序維持)

第14条 委員会は、審査の進行を妨げる者に対し退席を求めることができる。

第5章 雑則

(関係者に対する費用弁償)

第15条 法第433条第7項の規定によって関係者（審査申出人及び市長を除く。）に対し出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して、証人等その他の者に対する実費弁償に関する条例（昭和40年水海道市条例第8号）の規定による費用を弁償するものとする。

(固定資産評価審査委員会規程への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査の手續、記録の保存その他審査に関し必要な事項は、固定資産評価審査委員会規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第5号 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、介護保険料の減免を行う旨の方針が示されたことを踏まえ、国の財政支援の対象となる基準に基づき、令和2年度と同様に今年度も引き続き介護保険料の減免を実施するための改正を行うものです。

減免の対象となる介護保険料は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている保険料とし、介護保険料の減免の割合は前年度同様となります。

また、令和3年度分の介護保険料の減免にあっては、減免対象者の所得指標として用いる合計所得金額について、税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額とすることとし、必要となる用語の整理等に係る改正を行います。

○常総市介護保険条例

平成12年3月27日

条例第14号

目次

- 第1章 市が行う介護保険（第1条）
- 第2章 介護認定審査会（第2条・第3条）
- 第3章 保健福祉事業（第4条・第5条）
- 第4章 保険料（第6条—第17条）
- 第5章 介護保険運営協議会（第18条・第19条）
- 第6章 罰則（第20条—第24条）

附則

第1章 市が行う介護保険

第1条 常総市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条～第6条

（保険料率）

第7条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 46,800円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 46,800円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 60,000円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 79,200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする。以下この項において附則第12条第1項第2号を除き、

以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 86,400円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 98,400円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 111,600円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 132,000円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を

除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 147,600円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 164,400円

2 令第39条第5項の規定による第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,400円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において前項中「20,400円」とあるのは「31,200円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において第2項中「20,400円」とあるのは「44,400円」と読み替えるものとする。

第8条～第14条 略

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由によりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、第1号被保険者又は連帯納付義務者の申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

(5) 第1号被保険者が法第63条の規定の適用を受けることとなったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第16条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による保険料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第17条～第24条 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条の規定は、公布の日から施行する。

第2条～第11条 略

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第12条 令和2年2月1日から令和3年3月31日令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以

下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第16条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) ~~新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)~~ 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、~~第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者~~ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
 - ア ~~事業収入等のいずれか~~ 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ ~~減少すること~~ 主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- 2 前項の場合における第16条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和4

0年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項(第6号ア,第7号ア,第8号ア,第9号ア,第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。)の規定の適用については,同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは,「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については,同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には零とする。)によるものとし,租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は,令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において,同項中「令和2年」とあるのは,「令和3年」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は,令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において,同項中「令和2年」とあるのは,「令和4年」と読み替えるものとする。

中略

附 則(平成29年条例第8号)

この条例は,平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は,平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の常総市介護保険条例の規定は,平成30年度以降の年度分の保険料から適用し,平成29年度以前の年度分の保険料については,なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は,公布の日から施行し,改正後の第7条及び次項の規定は,平成31年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の常総市介護保険条例の規定は,令和元年度分の保険料から適用し,平成30年度以前の年度分の保険料については,なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第12条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

◎議案第6号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免措置については、令和2年度から実施しているところですが、令和3年度も引き続き国から財政支援が行われることとされ、当該財政支援の算定基準についても示されたことから、国の財政支援の対象となる国民健康保険税について、減免を行うこととし、減免申請書の提出期限の特例に係る規定を改めることといたします。

減免の対象となる国民健康保険税は、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払日が設定されている令和3年度分の国民健康保険税といたしますが、令和2年度末に国民健康保険の資格を取得した者からの届出が令和3年3月以降になされた場合は、令和2年度3月分の国民健康保険税に限り、同様に減免を行うことといたします。

なお、既に徴収しているものがある場合は、遡って減免を行うことといたします。

○常総市国民健康保険税条例

昭和34年6月28日

条例第13号

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

(課税額)

第2条～第11条

(納期等)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月20日から同月31日まで

第2期 8月20日から同月31日まで

第3期 9月20日から同月30日まで

第4期 10月20日から同月31日まで

第5期 11月20日から同月30日まで

第6期 12月17日から同月26日まで

第7期 翌年1月20日から同月31日まで

第8期 翌年2月18日から同月末日まで

第9期 翌年3月20日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 略

第14条～第23条の2

(国民健康保険税の減免)

第23条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 当該年の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第24条～第25条 略

(委任)

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用する。

2～14

(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

15 当分の間、平成22年度以降の第23条の3第1項第3号に規定する者の国民健康保険税の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)

16 当分の間、~~新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する~~新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により第23条の3第1項第1号に掲げる者に該当する者であって、市長が必要と認めるものが国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（令和2年1月令和3年2月以前分の国民健康保険税を除く。））の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

中略

附 則（令和2年条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第7号 財産の取得について

本案は、かねてより推進してまいりましたアグリサイエンスバレー事業において、道の駅整備事業用地を取得するものです。道の駅整備事業用地は、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業地の北側に位置し、市におきましては、常総インターチェンジ周辺という新しい玄関口の効果を地域経済の活性化につなげる拠点施設とするべく道の駅整備事業を進めております。

常総市（仮称）道の駅常総の基本計画における施設概要は、敷地面積約2万平方メートル、施設の規模は約2千平方メートル、駐車台数約200台の規模を計画しており、道の駅用地2万平方メートルについては、全てを購入するのではなく、官民連携事業のメリットを活かして、道の駅が公共施設であることから、うち7千平方メートルを公共用地として同組合から提供（公共減歩）を受けます。

市では、道の駅整備事業用地全体面積の2万平方メートルに必要な残りの用地、1万3千平方メートルの取得価格について不動産鑑定を実施し、同組合との間で協議を行いましたが、この度、道の駅整備事業用地として代金5億2千万円で売買する同意を得ることができました。

この道の駅整備事業用地を取得することにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める金額及び面積を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いいたします。

印紙税法
第5条第2号
により免除

保留地売買契約書

売主 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合（以下「甲」という。）と買主 常総市（以下「乙」という。）は、甲が施行中の常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）地内の甲が定めた保留地のうち、末尾表示の保留地予定地（以下「本物件」という。）につき以下の通り売買契約を締結するものとし、甲および乙は、その証として本契約書2通を作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

第1条（本契約の成立）

この契約は仮契約であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付し、可決を得たときに、仮契約の内容をもって売買契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。なお、その場合においても別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とする。

2 議会の可決が得られなかった場合は、仮契約の効力は消滅するものとし、乙はこの契約に係る一切の責任を負わないものとする。

第2条（売買の目的）

本契約は、乙の道の駅の整備予定地とすることを目的として、本物件を甲の保留地処分規程に基づき、甲は本物件を売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

第3条（売買代金）

本物件の売買代金は、総額金520,000,000円也（以下「売買代金」という。）とする。

第4条（売買代金の支払い時期及びその方法）

乙は、甲が本物件の引渡し時（令和3年7月31日を目処とする。以下同じ。）までに履行すべき義務を全て履行していることを条件として、甲に対し、本物件の引渡し時に、売買代金全額を支払うものとする。

2 売買代金の支払い方法は、甲が予め指定した口座へ振り込むこととする。

3 甲は、本物件の引渡し時において、本物件が別紙図面の粗造成計画平面図、宅盤整備基準（造成盛土計画）、道路計画平面図、汚水排水計画平面図、雨水排水計画平面図、計画配水管平面図、配水管詳細図、給水・消防水利計画平面図に基づいて造成されているものとする。

第5条（売買対象面積）

本物件の売買対象面積は末尾表示の地積とする。なお、本物件について、後日地積に変更があったときは、その増減した面積に応じ、末尾表示による単価（一平米当たり金40,000円）により算出した金額を乙が甲に納入し、又は甲が乙に支払って、精算を行う。

2 前項による増減した1画地の面積が1平米未満のときは、精算を行わない。

第6条（境界の明示）

甲は、乙に対し、本物件の引渡し時まで、隣地との境界を現地において明示する。

第7条（引渡し）

甲は、第3条の売買代金全額を受領と同時に本物件を乙に引き渡す。

第8条（土地の使用収益）

乙は、前条により本物件の引渡しを受けたときは、本物件を使用し、収益することができる。

2 前項に伴い、甲は乙が土地区画整理法第76条第1項の規定による常総市の市長の許可申請を行うことに同意し、これに協力するものとする。

第9条（所有権移転と登記費用及び権利設定等）

本物件の所有権移転の登記は、土地区画整理法の規定により甲の換地処分に伴う登記完了した後に申請するものとする。

2 第3条に定める売買代金を甲が受領したときから換地処分の公告までは、本物件の乙の権利は、保留地予定地譲受権および使用収益権であることを乙は確認する。

3 なお、第3条に定める売買代金を甲が受領したときは、甲は直ちに乙が当該保留地の譲受権利者である旨を保留地管理台帳に記載する。

第10条（土地区画整理事業の費用負担）

甲は、乙に引き渡した土地について土地区画整理事業に要する費用を賦課しないものとする。

第11条（買主の権利譲渡）

乙は、第7条の定めにより本物件の引渡しを受けた後、換地処分の公告の日までに本契約に基づく権利を第三者に譲渡するときは、甲の承諾を得なければならない。なお、甲は、当該譲渡が円滑に進むよう必要な手続について支援協力するものとする。

2 乙は、第三者に譲渡したときは、甲に対し、本物件の権利譲渡について譲受人と連署し、本組合に届け出ることとする。また、譲受人は、本契約による乙の権利義務を継承することを誓約しなければならない。

第12条（引渡し前の滅失・毀損）

本契約締結後、第7条に定める引渡し時まで、本物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責にも帰することのできない事由により滅失または毀損したときは、次の定めにより処理するものとする。

- (1) 本物件が滅失した場合は、本契約は当然失効するものとし、甲は既収の金員全額を無利息にて乙に返還する。
- (2) 本物件が毀損した場合は、乙は毀損に相当する売買代金の減額を請求でき、その金額については甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。ただし、毀損によって、乙において本契約締結の目的を達することのできないときは、前号によるものとする。
- (3) 甲乙は互いに相手方に対し、前2号に定めるほかは、何らの請求をすることはできない。

第13条（土地の管理責任）

第7条に定める引渡し時をもって本物件の管理責任は甲から乙へ移転し、乙はその責任と負担で本物件を維持管理する。

- 2 第7条に定める引渡し後に、本物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責にも帰することのできない事由により滅失または毀損したときは、乙は、その滅失又は毀損を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
- 3 甲が本契約に基づき本物件の引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、乙がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は毀損したときも、前項と同様とする。

第14条（契約解除及び違約金）

甲または乙のいずれか一方が本契約を履行しないとき又は本契約の条項に違反したときは、その相手方は、一定の期間を定めて催告したうえ、その期間内に履行がされないときは直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において解除された者は、その相手方に対して、第3条に記載する売買代金の10分の2相当額を違約金として支払う。また、前項に基づく解除を行わない場合であっても、違約した当事者の相手方は、売買代金の10分の2相当額を上限として、当該違約により自らが被った損害額について賠償を請求することができる。
- 3 甲が違約した場合、甲は、乙に対し、違約金を支払う。
- 4 乙が違約した場合、乙は、甲に対し、違約金を支払う。

第15条（契約不適合責任）

乙は、本物件の引渡しより2年間に限り、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）場合、乙は甲に対し、その旨を通知して、履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が乙の責めに帰す事由による場合は、この限りではない。

- 2 前項の履行の追完は、民法第562条1項本文にかかわらず、本物件の修補の方法による。なお、乙が費用を負担してこれを修補したときは、甲は乙の請求に従い速やかに当該費用全額を乙に支払う。
- 3 本物件に契約不適合が存する場合において、乙は、前2項の請求とは別に損害賠償を請求し、又は本契約を解除することができる。ただし、本契約の解除については、契約不適合が存することにより本契約の目的を達することができない場合に限る。
- 4 前項による解除の場合、甲は乙に受領した売買代金を無利息にて返還する。

第16条（担保権等の除去抹消）

甲は、第7条の引き渡し時まで、その責任と負担において本物件につき、担保権、地上権、賃借権等の用益権その他名目形式如何を問わず、乙の権利の行使を阻害する一切の負担を除去抹消しなければならない。

第17条（送電線下の土地の取扱）

本物件の一部が東京電力株式会社の所有する送電線下であることを確認し、乙はその送電線下の土地について次のとおり承諾する。

- (1) 送電線路の最下垂時における電線から3.6メートル以内の範囲の建造物を築造することを禁止する。
- (2) 爆発性、引火性を有する危険物を製造、取扱いおよび貯蔵することを禁止する。
- (3) (1)と(2)以外に送電線路に支障となる工作物の設置、竹木の植栽等、その他送電線路に支障となる行為を禁止する。

第18条（機密の保持）

甲乙は、本契約に関し知り得た相手方の一切の情報を第三者に漏洩または開示してはならない。

ただし、以下の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方より開示を受けた時に、既に自ら所有し、または第三者から入手していたもの
 - (2) 相手方より開示を受けた時に、既に公知であったもの
 - (3) 相手方より開示を受けた後、情報の受領者の責に帰し得ない事由により公知となったもの
 - (4) 相手方より開示を受けた後、第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手したもの
 - (5) 公的機関に報告する法的義務があるものおよび公的機関により開示を命じられたもの
- 2 乙が当該保留地予定地にて計画している建築計画策定のために必要な範囲内での、弁護士、会計士、コンサルタント、建設会社等の専門家に対する情報開示および取引先金融機関への情報開示は、乙が負うのと同等の義務を課したうえで開示することができる。

第19条（その他費用の負担）

本契約書に貼付する印紙代については、甲乙ともに印紙税法第5条第2項の規定に基づく非課税法人であるため、甲乙ともに負担しないものとする。

第20条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の訴訟の第一審専属管轄裁判所は、本物件所在地を管轄する裁判所とする。

第21条（信義誠実の原則）

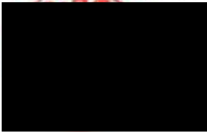
この契約条項に記載のない事項については、甲および乙は協議の上誠意をもってこれを処理する。

第22条（特約事項）

別記特約事項のとおりとする。

以上

令和3年4月20日

甲 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3
常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合
理事長 杉山 茂 

乙 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3
常総市
常総市長 神達 岳志



【本物件の表示（別紙図面の赤枠部）】

(所 在) 常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内保留地
6街区3画地 13,000.00 m² (別紙図面の赤枠)

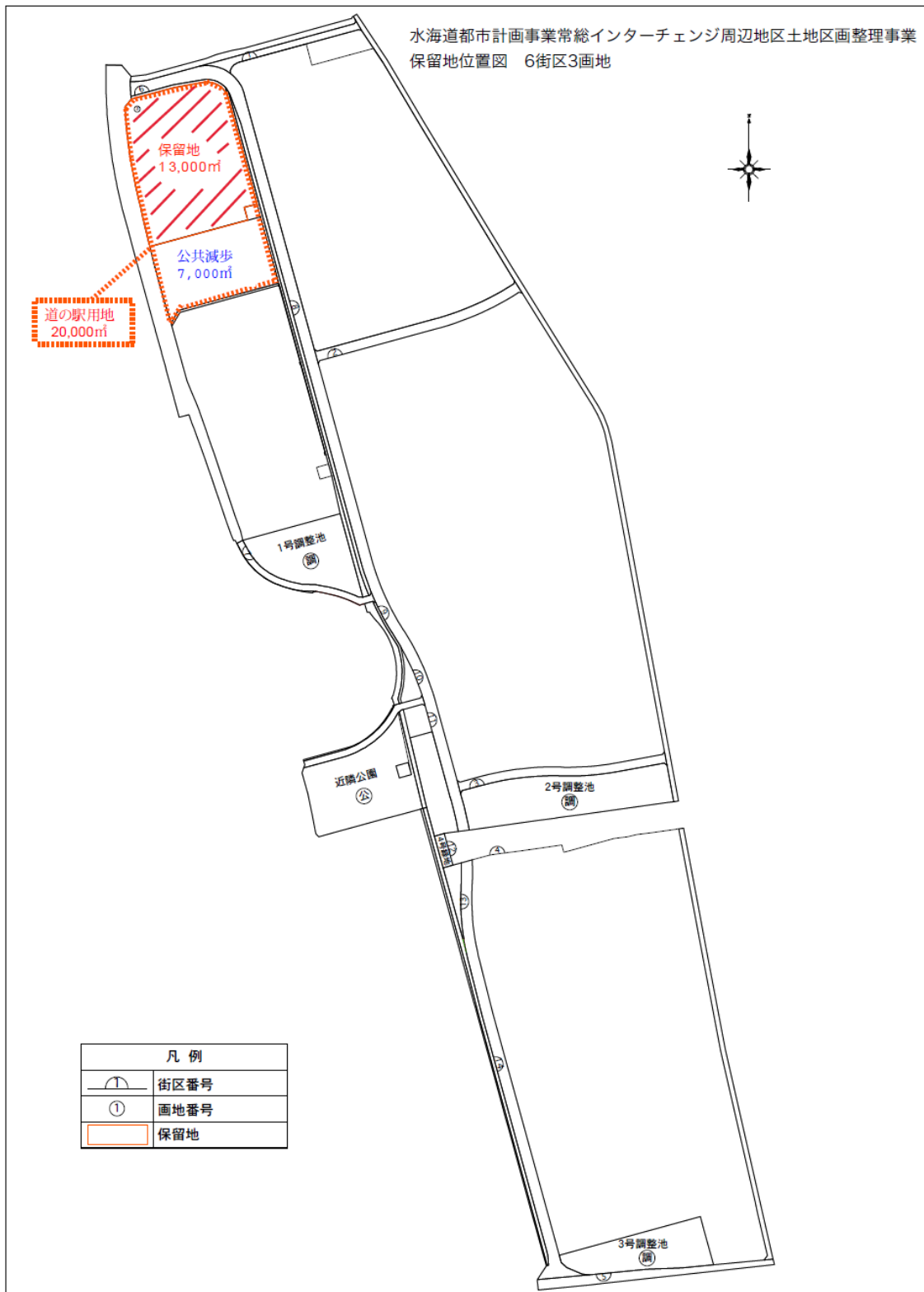
街区番号	画地番号	地積 (m ²)
6街区	3画地	13,000.00 m ²

特約事項

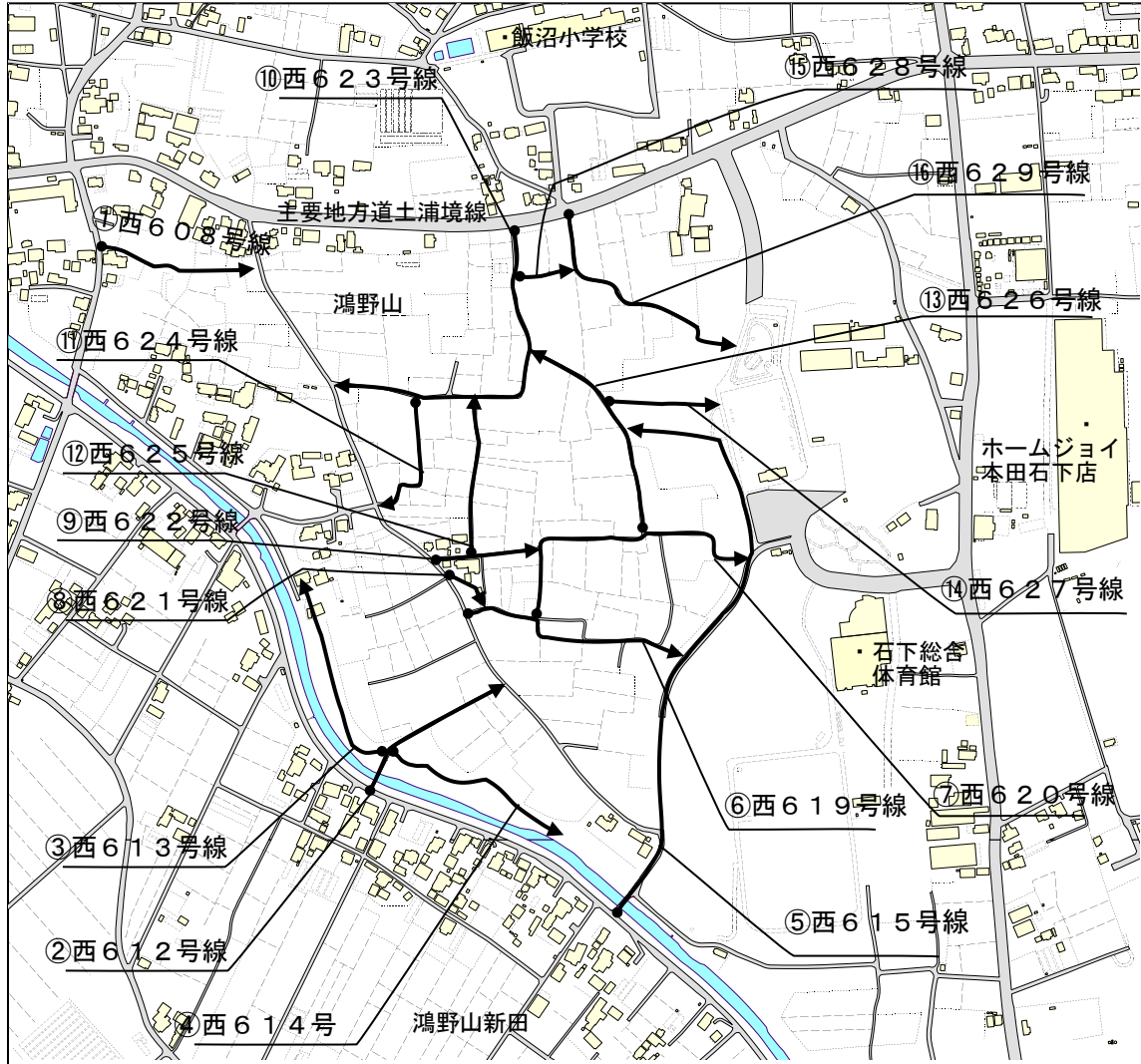
1. 甲及び乙は、甲の事業計画変更(第3回)の茨城県認可により、別紙図面のとおり、本物件の保留地位置が確定することを了承する。なお、本物件の引渡しは、事業計画変更(第3回)の茨城県認可後とする。
2. 甲は、乙に対して、引渡し時に本物件の次の証書を提出する。
 - ① 保留地管理台帳
 - ② 保留地証明書
 - ③ 保留地底地証明書
3. 甲は、乙に対して、引渡し時に本物件の整備完成後の図面及び調査報告書を作成し、提出する。なお、乙は、次の図面及び調査報告書の整備水準に基づき、引渡しを受けけるものとする。
 - ① 地盤高図(造成高図)
 - ② 確定測量図
 - ③ 汚水取付管位置図
 - ④ 土壌汚染対処法に基づく格子毎の土壌汚染調査分析書類
4. 本契約第6条に定める境界の明示は、引渡し時は、仮杭となることを乙は了承する。ただし、甲は令和4年3月末日までに境界として石杭またはプレートを設置するものとする。
5. 本事業に係る土地区画整理法に基づく換地処分公告は、令和5年3月末日を目処に行う予定とする。ただし、予定より遅れる場合は、甲は、乙に事前に書面にて通知することとする。
6. 本事業地内の町名地番が、換地処分公告の翌日より変更となることを乙は了承する。

以上

別紙図面



◎議案第8号 市道の路線の廃止について（西608号線）ほか15議案



議案第8号—議案第23号關係

	議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第8号	西608	鴻野山191-1	鴻野山353-1	181.39	1.20	1.20
②	議案第9号	西612	鴻野山新田 104-1	鴻野山432-1	171.04	2.40	1.50
③	議案第10号	西613	鴻野山418-1	鴻野山397	210.63		
④	議案第11号	西614	鴻野山426-1	鴻野山442-1	210.99		
⑤	議案第12号	西615	鴻野山新田 138-1	鴻野山654	592.86	6.20	1.00
⑥	議案第13号	西619	鴻野山464-1	鴻野山671	222.36	1.80	1.80
⑦	議案第14号	西620	鴻野山579	鴻野山663	295.06	1.80	1.20
⑧	議案第15号	西621	鴻野山465-1	鴻野山466	42.98		
⑨	議案第16号	西622	鴻野山467-1	鴻野山474	106.17	3.07	1.80
⑩	議案第17号	西623	鴻野山535-1	鴻野山504-1	361.45	2.70	2.30
⑪	議案第18号	西624	鴻野山499	鴻野山483-1	141.70	2.00	2.00
⑫	議案第19号	西625	鴻野山478	鴻野山491	156.56	2.50	2.30
⑬	議案第20号	西626	鴻野山661	鴻野山561	228.36	2.00	1.50
⑭	議案第21号	西627	鴻野山650	鴻野山646	104.51		
⑮	議案第22号	西628	鴻野山606	鴻野山611	60.01		
⑯	議案第23号	西629	鴻野山610-1	鴻野山633	236.19	2.60	2.60

◎議案第24号 市道の路線の認定について（西1226号線）ほか15議案

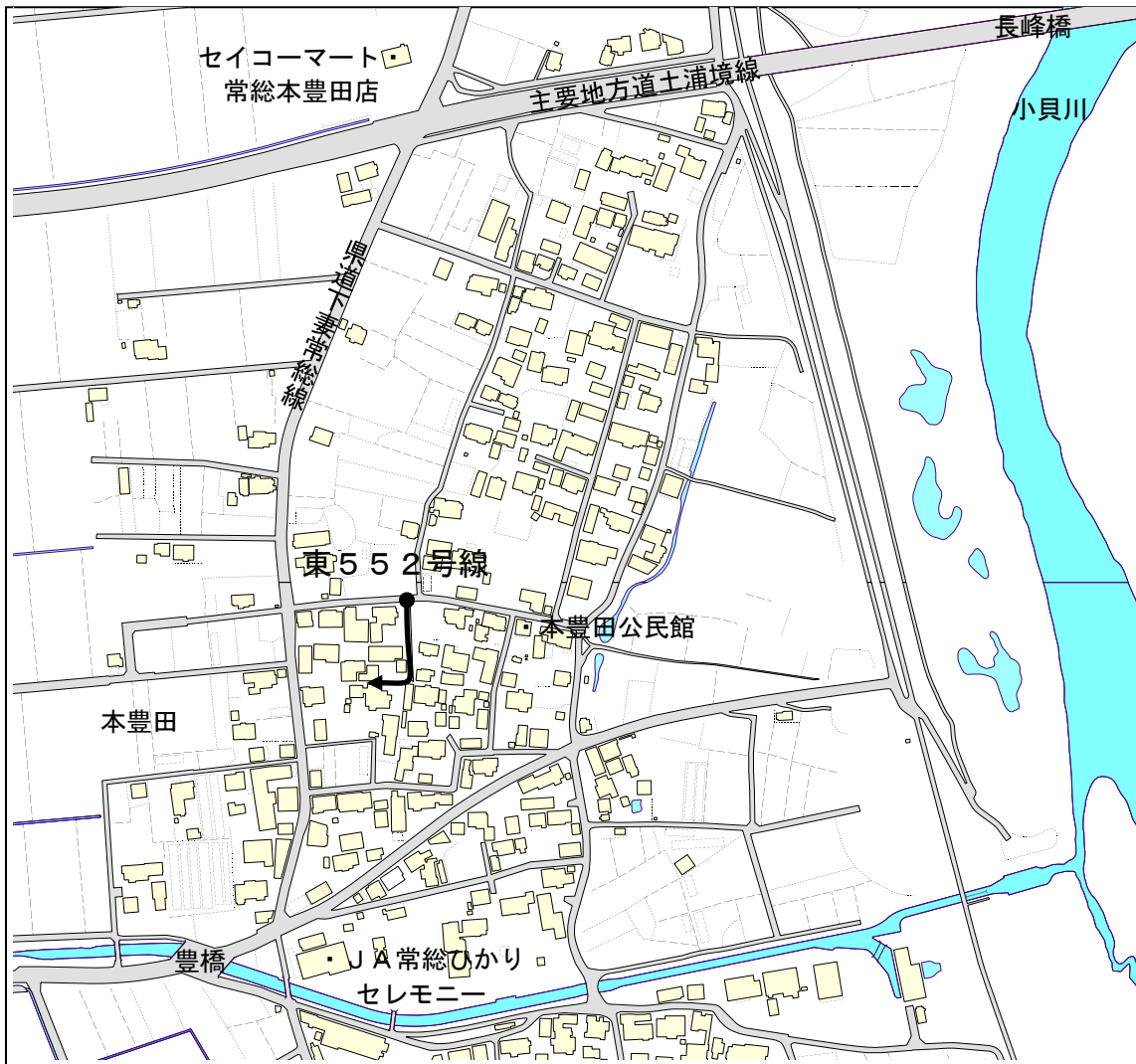


議案第24号—議案第39号関係

	議案番号	路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
						最大	最小
①	議案第24号	西1226	鴻野山1881	鴻野山681	613.00	6.00	6.00
②	議案第25号	西1227	鴻野山839-2	鴻野山1878	102.00	5.00	5.00
③	議案第26号	西1228	鴻野山1931	鴻野山1872	144.00	5.00	5.00
④	議案第27号	西1229	鴻野山1933	鴻野山1936	45.00	5.00	5.00
⑤	議案第28号	西1230	鴻野山1971	鴻野山1966	116.00	5.00	5.00
⑥	議案第29号	西1231	鴻野山1986	鴻野山1968	74.00	5.00	5.00
⑦	議案第30号	西1232	鴻野山1882	鴻野山511-1	265.00	5.00	5.00
⑧	議案第31号	西1233	鴻野山1944	鴻野山1953	211.00	5.00	5.00
⑨	議案第32号	西1234	鴻野山1973	鴻野山1982	121.00	5.00	5.00
⑩	議案第33号	西1235	鴻野山新田 138-1	鴻野山1966	390.00	5.00	5.00
⑪	議案第34号	西1236	鴻野山191-1	鴻野山353-1	181.36	5.00	1.20
⑫	議案第35号	西1237	鴻野山1907	鴻野山369	35.00	5.00	5.00
⑬	議案第36号	西1238	鴻野山1915	鴻野山1906	176.00	5.00	5.00
⑭	議案第37号	西1239	鴻野山1998	鴻野山1996	92.00	5.00	5.00
⑮	議案第38号	西1240	鴻野山2008	鴻野山2004	134.00	5.00	5.00
⑯	議案第39号	西1241	鴻野山新田 104-1	鴻野山2005	190.00	5.00	5.00

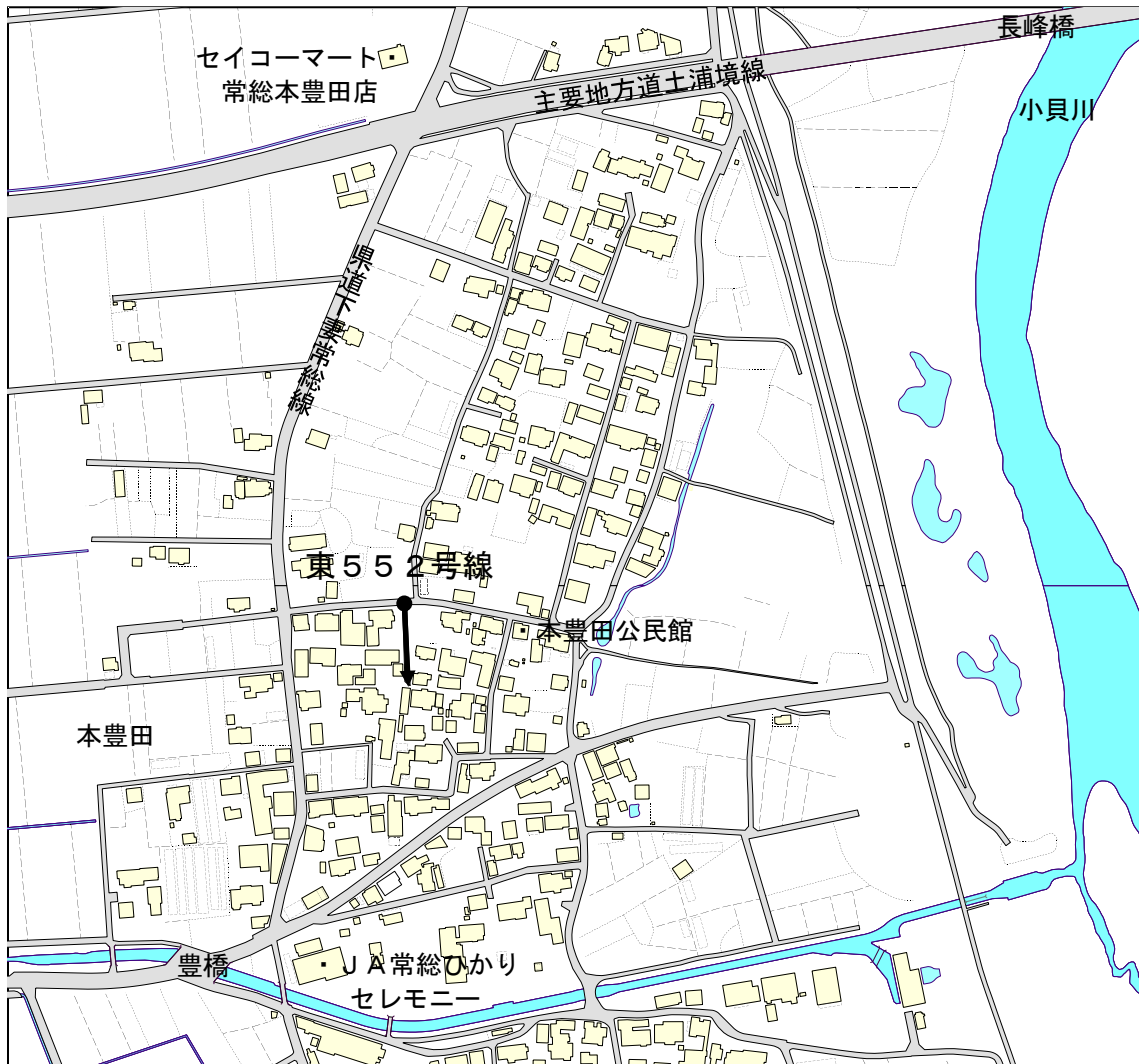
◎議案第40号 市道の路線の変更について（東552号線）

変更前



路線名	起点		終点
東552	本豊田100-1		本豊田116
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	74.67m	2.80m	2.80m

変更後



路線名	起点		終点	
東552	本豊田100-1		本豊田102	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	51.00m	2.80m	2.80m	